

## 玉名市情報公開条例の一部改正について

### 1 現況

玉名市の情報公開制度は、日本国憲法第92条に規定する地方自治の本旨にのっとり、市民の市政への参画の推進と開かれた市政の実現に資することを目的としています。

したがって、現在情報公開を請求することができる方、すなわち「開示請求」ができる方を次の①～⑤に該当する方・団体に限定しています。

- ① 本市の区域内に住所を有する方
- ② 本市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ③ 本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する方
- ④ 本市の区域内に存する学校に在学する方
- ⑤ 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有すると認められるもの

一方、上記の①～⑤に該当しない方、すなわち「開示請求権者以外の方・団体」については、「開示請求」ではなく「開示申出」により、情報公開を行っています。

### 2 改正を行う趣旨・目的

近年玉名市では、開示請求権者からの「開示請求」よりも開示請求権者以外の方・団体からの「開示申出」の件数が多くなっており、開示請求権者以外の方・団体の玉名市政に対する関心が高いことが伺えます。

また、今年3月には九州新幹線が全線開通し、玉名市への関心が更に高まることも予想されます。

このようなことを背景として、この度開示請求権者を「何人」とすることにより、玉名市の情報公開制度の充実を図り、更なる市政参画と開かれた市政の実現を推進します。

### 3 改正の要旨

- (1) 情報公開の開示請求権者を「何人」に改正します。(第5条関係)
- (2) 情報公開の開示請求権者を「何人」に改正することに伴い、開示請求権者以外の方・団体からの開示申出に関する規定を削除します。(第24条関係)

※ 改正の詳細については、別添の新旧対照表をご覧ください。